平成２４年（フ）第６８６号
埼玉県所沢市緑町２丁目７番６－601号　佐藤ビル
破産者　佐藤　恒雄
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１２９８４号
東京都杉並区高円寺南３丁目33－７、開始決定時の住所東京都文京区春日１丁目３－１－505
破産者　森川　辰雷
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７２７号
東京都渋谷区上原３丁目45番９号
破産者　有限会社カヅキ
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３４号
神奈川県小田原市浜町３丁目11番22号
破産者　株式会社霜田鐵工所
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第９９４号
名古屋市中区錦１丁目13番33号
破産者　株式会社ケイエムドキュメント
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３８号
名古屋市中村区那古野１丁目38番１号
破産者　東海コンピューターシステム株式会社
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４２２号
神戸市中央区山本通１丁目６番20号
破産者　タカハシパール株式会社
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６０号
長崎県諫早市福田町511番地
破産者　有限会社桑原建設
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第４号
釧路市若松町８番14号　コーポ山本206号
破産者　スナックめんめこと　櫛田　　恵
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第９号
静岡県富士宮市野中町522番地
破産者　霜田　益志
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２９４号
神奈川県平塚市万田511番地の１　ヒルズハウス湘南Ｂ－101、破産手続開始決定時の住所神奈川県平塚市万田324番地の１
破産者　澤地　昌幸
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４００号
静岡県焼津市三ケ名1071番地の２　宮島荘１号、開始決定時の住所静岡県焼津市大覚寺1006番地の２
破産者　村瀬　　薫
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５６３号
静岡市清水区山原210番地の97、開始決定時の住所静岡市清水区下野中22番８号　グランドゥールＢ101
破産者　林　　修
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７９７号
名古屋市北区清水２丁目19番16号
破産者　田口　健一
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０４１号
愛知県春日井市岩成台８丁目４番地１　601号棟207号室
破産者　齋藤　俊朗
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３７０号
名古屋市昭和区川名山町104番地
破産者　究極のＰＣ塾こと　武田　　忍
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４１０号
名古屋市千種区今池２丁目13番４号
破産者　伊藤　博三
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９２号
名古屋市天白区井口２丁目803番地　ホワイトキャッスル植田Ⅱ502号
破産者　木下　博隆
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部